

12. 奨学金制度

日本学生支援機構奨学金

学業成績、人物とも優れた学生で、経済的理由により修学困難な者には、選考のうえ奨学金が貸与される。(平成 30 年度貸与月額 第一種：無利子 80,000 円または 122,000 円、第二種：有利子 50,000 円・80,000 円・100,000 円・130,000 円・150,000 円)

13. 学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険

教育研究活動中に万一事故等により、身体等に損害を被った場合あるいは他人に対する賠償責任が発生した場合に保険金を支払う制度である。財団法人日本国際教育支援協会が実施し、学生全員が加入する保険である。